

アクションプラン項目名

大分類	No.	種別（中分類）	重点事業（小項目）	概要	備考（県計画の位置づけ）
健康危機管理	(1)	医療安全	医療安全の体制整備	医療機関立入検査、医療安全相談、医療体制調整などの業務において、コミュニケーションを促進し、地域の医療安全を推進する。また、院内感染に的確に対応（平時・有事・事後）する。	4章 地域医療提供体制の整備
	(2)	救急医療	救急医療体制の整備	関係機関（医療機関・市町・消防・医師会等）間及び住民・患者との協力関係構築によって円滑な運用を目指すため、救急医療体制検討ワーキンググループ活動を強化する。	5章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制
	(3)	災害医療	大規模災害時医療救護体制の強化	東日本大震災の教訓、災害対策基本法改正、地域保健基本指針改正等を踏まえて、より実践的な机上訓練実施、住民向けマニュアル充実とソーシャルキャピタルの活用、防災会議参画等を行う。	5章 7章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制 安全で衛生的な生活環境の整備
	(4)	感染症対策	感染症対策の強化	地域における感染症による健康被害を最小化するため、サーベイランス活用、アウトブレイク対応強化、リスクコミュニケーション、院内の感染症拡大への対応を促進する。	5章 7章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制 安全で衛生的な生活環境の整備
	(5)	食中毒対策	食中毒対策の推進	食中毒による健康被害を最小化するため、食品衛生監視指導・事業者の自主管理を推進し、的確な発生時対応実施及び疫学調査強化、リスクコミュニケーションを促進する。	7章 安全で衛生的な生活環境の整備
	(6)	薬物乱用防止対策	薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用は県民の身近にあり、拡大が懸念される重大な危険であることから、普及啓発・取扱い施設への指導強化・薬物関連相談事業の充実を図り、併せて青少年の喫煙等防止も強化する。	7章 安全で衛生的な生活環境の整備
地域で安心して暮らしていくための連携	(7)	在宅医療	在宅療養者支援（在宅医療）の推進	在宅療養を希望する住民がその人らしく療養できるように、保健・医療・介護・福祉の総合的サービス提供体制充実を図るため、多職種による連携協議の場の設定、多職種合同及び専門的研修、住民とのコミュニケーションを進める。	5章 6章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制 保健・医療・福祉の総合的な取り組み
	(8)	難病対策	難病対策の推進	難病患者・児が尊厳を持って生き、療養・社会参加できるように、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療給付の実施、相談支援の充実、長期治療・療養を支える体制整備を関係機関と協働して行う。	5章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制
	(9)	認知症	認知症早期発見・早期対応等地域連携の推進	要介護認定における認知症の割合の増加、一人暮らしまたは高齢者世帯増加など、予防・早期発見・診断・治療・ケア等において、多くの課題が山積しているため、関係者の連携・見守り・支援ネットワークづくりを推進する。	6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み
	(10)	介護	地域包括ケアシステムの構築	医療、介護、予防、生活支援、住まいの観点から、関係機関との連携及び調整により資源情報の把握を図ると共に、管内における地域包括ケアシステム構築を推進する。特に、地域ケア会議の効果的運営、高齢者の健康づくり及び生き甲斐づくりを含む介護予防に市町が部署横断的に取り組むよう、働きかける。	6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み
健康なまちづくり	(11)	地域職域連携	地域・職域保健連携体制づくり及び活動の充実	職域の健康づくりは地域の健康づくりに繋がることから、職域での健康状態の把握・課題整理・啓発資料作成・実効性ある環境づくりを協議会を通じて行う。	6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み
	(12)	自殺予防対策	自殺予防対策の推進	心の不調から自殺まで多様なメンタルヘルスの課題があることから、誰もが自殺を身近な問題と捉え、地域ぐるみで取り組むよう、相談・連携・気づきと繋ぎ・見守りの仕組み作りを推進する。	5章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制
	(13)	児童虐待防止対策	児童虐待防止対策の充実	児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応、再発防止のため、母子保健事業や各種研修、情報交換会等を通じて、保健と福祉とが連携した取組を強化する。	6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み
	(14)	発達障害	発達障害（児）者の支援体制への支援	発達障害の社会的認知はごく最近のことであるため、市町が各部署の連携によりライフステージに応じて一貫した支援体制構築を図れるよう、関係機関連携を通じて支援する。	6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み
人材育成	(15)	現任教育	人材育成の推進	山梨県保健師現任教育推進事業を核として、管内地域保健・福祉に携わる職員の資質向上を目指して、すでに行われている各種研修手法を見直し、人材育成を体系的に実施する。	3章 5章 6章 人材の確保と資質の向上 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制 保健・医療・福祉の総合的な取り組み